

県政出張トーク実施結果報告書

部局課室名	県土整備部建築住宅課	テーマ	木造住宅の耐震化の推進について
	平成29年3月10日(金) 15:40~16:40	実施場所	笛吹市春日居めぐり情報ステーション ハイビジョンホール
県(市)出席者	県土整備部 技監 建築住宅課 建築物防災対策監 他	参加者	春日居町区長会(23名) 笛吹市役所(6名)
主な発言内容		県回答	対応方針
<p>〔対話に先立ち、県担当者から耐震化の必要性や支援事業の概要について、映像をもとに説明。〕</p> <p>○ 昭和56年5月以前の古い住宅は、現在の耐震基準に合っていないということであれば、耐震診断を実施しても耐震性が無いという結果になるのだから、やっても無駄だと思うが。</p> <p>○ 自分は建築士として、耐震啓発ローラー作戦にも参加しているが、その際に感じたこととして、特に、単身で生活している高齢者は、地震は怖いけど補強費用が捻出出来ないという方が多い。 耐震改修費の補助制度があるようだが、高齢者については、補助額を上げるなどしないと、実施しないのではないか。</p> <p>○ 個人の住宅の耐震化も必要とは思いますが、多くの人が利用する施設の耐震化についての状況はどうか。</p>		<p>○ これまでの実績では、昭和56年5月以前の住宅であっても、耐震診断の結果、耐震性があると判定された住宅もあります。 また、耐震性は評点という数値で表されますが、その評点は、補強計画や補強費用の参考にもなるので、是非、耐震診断を実施してもらいたい。</p> <p>○ 耐震改修の補助限度額は、一般世帯と高齢者等世帯でそれぞれ異なっており、高齢者世帯については手厚い制度となっています。 なお、笛吹市を含む14市町村については、東海地震での想定震度が6強とされていることから、世帯に関係なく、高齢者等世帯と同等の補助限度額を設定しております。</p> <p>○ 一定規模以上の建築物については、法律で耐震診断が義務付けられたところであり、平成27年12月末までに、診断結果の報告が行われました。 結果については、昨年11月に県及び甲府市で公表したところであり、県全体で対象建築物は24棟でした。 なお、内容については、1棟が耐震改修工事中、23棟は耐震性有りとなっております。</p>	